

令和5年 耐火建築物

N01. 準防火地域内、1600m²、事務所 → 特殊建築ではない
法27条 (耐火建築物) と (みかけばかりらぬ 特殊建築物)
法61条 (防火地域及び準防火地域内の建築物)
合136条の2

一号 防火地域内、階数3以上 延べ面積 1000m²超
二号 準防火地域内、階数4以上 延べ面積 1500m²超

イ 合107条各号 又は 合108条の3(項一) 耐火建築物 (法27条の2号)
ロ イと同様の延焼防止時間 以上

N02. 耐火性能検証法に応じる可燃物の登録量

合108条の3 第2項 (耐火性能検証法)

一号 火災の延焼時間 $t_f = \frac{Q}{60g_b}$

N03. 防火地域、準防火地域以外の、3階建て図書館 延べ面積 2000m²

三法27条1項 別表第1(3)項 3階以上と
一号 (3)項 図書館に供するもの

合110条 (法27条1項に規定する供する未建築物の主要構造部の性能)

一号 1 特定延焼時間 b.八

二号 耐火建築物 (耐火構造又は耐火性能検証法)

N04. 3階建て物品販売業者店舗

三法27条1項 別表第1(4)項

一号、二号 (3)項 3階以上
(13)項 500m²以上(2階の部分)

主要構造部 合110条

一号 1 特定延焼時間

ロ 廻廊、外壁

ハ 避炎室

二号 耐火構造又は耐火性能検証法

合107条各号 合108条の3 12項

一号 13ひ口

令和4年 防火区画等

N0.1. 防火構造の外壁に必要とする防火性能

法2条8号

防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するため、当該外壁又は軒裏に必要とする性能)

令108条

- 一 ② 耐力壁 損傷防止
- 二 ③ 外壁、軒裏 燐熱性 30分間

N0.2. 共同住宅の各戸の界壁

令114条1項

長屋又は共同住宅の界壁 → 遷移防火構造 → 小窓又は天井窓に連せめるのは認められぬ

強化天井 (令112条4項各号) を除き

N0.3. 高層の防火区画 地上15階建の事務所の12階部分

令112条(防火区画)

7項 11階以上 100m²以内で同一防火構造の床、壁、防火設備で区分 (たしかめは認められぬ)

8項 1階以下地工等不燃材料 → 200m²以内で同一区画にする限り

9項 " " 不燃材料 → 500m²以内 "

N0.4. 多種用途区画

令112条(8項)

建築物の一部が 法27条1項各号、2項各号、3項各号のいずれかに該当する場合

→ その部分と他の部分を 防火区画 (たしかめは認められぬ)

(令112条)

1階及び2階を集会場 (客席の床面積 1000m²)

→ 法27条1項ニ号 (別表第1、(2)不論 の面積に該当)

令和3年 防火・防火

N01. 防火区分標識法

令108条の3 第5項

- 一 廊下部及び面積の室にのみ発生する測定される火災
- 二 室内にのみ発生する測定される火災

N02. 準防火地域の基準

法62条(基準)

→ 令136条の2の2
一号 カコ 二号

N03. 防火構造の柱

法2条7号(防火構造)

→ 令107条(防火性能)

- | | | |
|----|------|----------------|
| 一号 | 損傷防止 | 通常の火災 |
| 二号 | 爆破性 | " |
| 三号 | 爆炎性 | 室内にのみ発生する通常の火災 |

N04. 不燃材料

法2条9号(不燃材料)

→ 令108条の2(不燃性能) 20分間 通常の火災

- 一号) 外部へのエンゲ
二号
三号

令和2年 防火分区等

N01. 防火設備の構造

令112条19項

一号、二号 火災にあり煙が発生又は温度が上昇した場合は、下廊

二号 口 " " (た場合に作動 (窓煙性能を有するもの)

11項 主要構造と準防火構造(性能とかく位置と防火構造を含む)

3階以上の階に居室、階段部(窓穴部分) → 防火設備分区

N02. 設分区画

令112条11項 設分区画とその以外の部分とて防火分区しておかなければならぬ

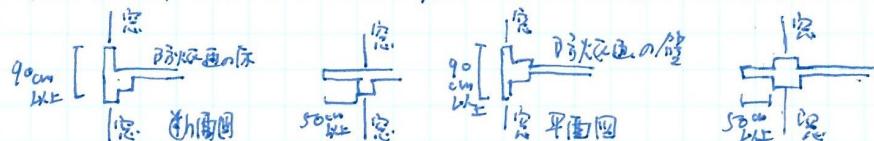
一号、二号 はこの限りでない

共同住宅階数3以下 200m²以内

N03. 防火分区に接する外壁

令112条16項 防火分区に接する外壁 → 幅90cmを準防火構造とするかなければならない。

T=7cm 外壁から50cm以上突出して準防火構造のない床、襖壁を遮るかする場合はこの限りでない。



N04. 防火上主要な内仕切壁

令119条2項

学校(ほか) → 防火上主要な内仕切壁 → 小屋裏天井裏に達しないかねばならない。